

Topics | トピックス

- ◆ 2026年度厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定
- ◆ 2026年熊本地震の被災者に係る年金関連の対応について
- ◆ 日本年金機構が「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」を送付
- ◆ 現物給与の価額改正のお知らせ～「日本年金機構からのお知らせ」8月号～
- ◆ 2026年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.2%

◆2026年度功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定

8月21日、2026年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定し、8月28日に表彰式が厚生労働省で行われた。受賞した自治体は千葉県柏市、埼玉県新座市、静岡県伊豆市、広島県神石郡神石高原町、鹿児島県南さつま市の4市1町。また、各自治体の協力・連携事務所として、松戸年金事務所、川越年金事務所、三島年金事務所、備後府中年金事務所、鹿児島南年金事務所が年金局長表彰を受賞した。

表彰式には、受賞した市町から3市1町と年金事務所が出席した。そのほか、厚生労働省から厚生労働大臣政務官（神谷政幸氏）、年金局長（巽慎一氏）、日本年金機構から理事長（大竹和彦氏）などが出席した。

各自治体の表彰の理由となった2024年度の主な取り組みは表1のとおり。

<表1> 表彰を受けた市町の2024年度の取り組み

* 厚生労働省ホームページより

市区町名	選定された主な理由
柏市 (千葉県)	● 申請免除及び学生納付特例に関する英文の案内文書を独自に作成・配布したことにより、免除制度に対する外国人被保険者の理解促進に貢献した。 ● 納付方法、前納制度及び免除制度などの概要をまとめたリーフレットを独自に作成・配布の上、制度周知を行い、納付率や口座振替実施率の向上に貢献した。
新座市 (埼玉県)	● 国民年金担当以外の課係と連携し、転入手続きに訪れた来庁者を国民年金係に漏れなく誘導する体制を構築した上で、転入者の資格・納付記録に応じて届出勧奨や納付勧奨を行ったことにより、納付率の向上に貢献した。 ● 各月の前納額、割引額及び納付期限などが記載された一覧表を作成し、前納案内の際に活用したことにより、前納の利点及び注意点を正確に周知した。
伊豆市 (静岡県)	● 市職員が市内の競輪選手養成所において、候補生へ年金制度の説明を行うことにより、年金制度の普及啓発及び納付率の向上に貢献した。 ● 年金事務所と連携して市の封筒を用いた免除勧奨を行い、納付率の向上に貢献した。
神石郡神石高原町 (広島県)	● 国民年金担当以外の課と連携し、転入及び年金手続きに関する案内をワンストップ化したほか、窓口には翻訳ツールを導入し、多言語対応を可能にするなど、外国人被保険者に対する案内体制を強化することにより、納付率の向上に貢献した。 ● 国民年金保険料産前産後免除に該当する者の情報を年金事務所と共有し、連携して制度周知及び届出勧奨を行うなど、制度の利用促進に貢献した。
南さつま市 (鹿児島県)	● 納付方法、免除制度及び年金給付の概要をまとめたリーフレットを独自に作成し、来庁者への案内に活用して制度周知を行ったほか、口座振替や前納の勧奨にも積極的に取り組み、納付率の向上に貢献した。 ● 「ねんきん月間」及び「年金の日」において、本庁や各支所で懸垂幕を掲揚するなど、年金制度の普及啓発に貢献した。

◆2026年熊本地震の被災者に係る年金関連の対応について

厚生労働省は、7月28日に発生した2026年熊本地震の被災者（国民年金被保険者、年金受給者、厚生年金保険加入事業所の事業主、船舶所有者）に係る各対応を公示した。それを受けて日本年金機構では、ホームページ上で被災者に向けて年金関連の対応を公表した。

【国民年金被保険者について】

●保険料の免除

2026年熊本地震により、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた被保険者は、申請により、国民年金保険料が免除になる。

●口座振替の停止

保険料の口座振替を利用している被保険者で、被災により今後の保険料納付が困難な人は、口座振替を停止することができる。その場合、最寄りの年金事務所に連絡するか、直接、振替先の金融機関本支店に停止の連絡を行う。なお、連絡の時期によっては停止することができない場合がある。

【厚生年金保険加入事業所の事業主・船舶所有者について】

〔熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に所在地を有する事業主、船舶所有者〕

●厚生年金保険料等の納期限の延長

8月12日付け厚生労働省告示「熊本県の一部の地域における社会保険料等に関する納期限等を延長する件（厚生労働314）」により、2026年7月28日以降に納期限が到来する厚生年金保険料等の納期限が延長された。延長後の納期限は災害の復旧状況等を踏まえて、別途、告示される。なお、納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付されない。また、滞納事業所等についても、来所通知書等による納付督促、財産調査及び滞納処分は、原則として差し控えられる。

●口座振替の停止

納期限が延長されている間は、口座振替が停止される。延長後の納期限決定前に口座振替の再開を希望する事業主は、「災害時口座振替再開申出書」を提出することにより再開される。なお、船舶所有者は、延長後の納期限決定前に口座振替を再開できない。

〔熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町以外に所在地を有する事業主、船舶所有者〕

●厚生年金保険料等の口座振替及び納付の猶予

被災により厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、口座振替の停止をすることができる。また、申請することにより「納付の猶予」を受けられる場合がある。

【年金受給者について】

●年金の振込先の金融機関の預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を亡失した場合の年金の受け取り

振込先となっている金融機関に、現金引き出しの方法を相談する。その際、運転免許証など本人確認できるものを持参する。

●ゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口での年金の受け取り

2026年10月6日までの間、次の特例的な措置を受けることができる。

- ・国民年金・厚生年金送金通知書を亡失した場合は、再発行しなくても最寄りのゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口で年金を受け取ることができる。
- ・国民年金・厚生年金送金通知書に記載されたゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口での受け取りが困難な場合は、最寄りのゆうちょ銀行の店舗または郵便局窓口で年金を受け取ることができる。

●国民年金・厚生年金保険の現況届、生計維持確認届、障害状態確認届及び所得状況届について

8月17日付け厚生労働省告示「令和8年熊本地震に際し災害救援法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（厚生労働323）」により、誕生日が7月1日から12月31日までの間にある年金受給権者について、7月28日において住所地が災害救助法の適用地域にある場合は、対象の届書等の提出期限が2027年1月27日まで延期される（表2）。

<表2> 2026年熊本地震の被災者と届書等の提出期限延長

	該当する被災者	提出する届書等
1.	誕生日が7月1日から12月31日までの間にある受給権者等	● 生計維持確認届 ● 障害状態確認届 ● 現況届等
2.	20歳前障害基礎年金受給権者	● 所得状況届
3.	年金生活者支援給付金受給者	● 所得状況届等

●20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金または特別障害給付金の所得制限による支給停止の解除

20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金または特別障害給付金の受給権者等で、所得があるために年金・給付金の一部または全部が支給停止されており、住宅、家財またはその他の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人は、届出により、損害を受けた月から支給停止を解除し、2027年9月分まで支給停止が解除される。なお、翌年（2027年6月頃）に、その前年（2026年）の所得確認を行う際に、前年の所得が年金・給付金の所得制限額を超えていたことが判明した場合は、損害を受けた月にさかのぼって支給停止が行われる。

【国民年金基金加入者について】

●掛金の納期限の延長について

被災により掛金の納付が困難な場合、掛金の引落しを一時的に中断し納期限を延長することができる。延長の対象となる掛金は、2026年7月28日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等となる。納期限が延長された掛金に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しない。延長後の納期限については、別途厚生労働省告示で定める期日となる。

●再加入について

災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた場合、免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行えば、国民年金基金の掛金は従前額で再開される。

●掛金額の上限について

通常の上限額は1月につき68,000円（2026年12月1日からは75,000円）とされているが、被災した加入者の特例措置として、一定期間は1月につき102,000円（同112,500円）となる。

【厚生年金基金加入者について】

●掛金等の納期限の延長について

被災により掛金等の納付が困難な場合、納期限を延長することができる。延長の対象となる掛金等は、2026年7月28日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等となる。納期限が延長された掛金に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しない。延長後の納期限については、別途厚生労働省告示で定める期日となる。

●掛金等の納付猶予について

厚生年金保険法により、熊本県の一部の地域に所在地がない設立事業所であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する掛金等について、申請により1年以内に限り掛金等の納付を猶予することができる。また、延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められる場合についても、申請により1年以内に限りその掛金等の納付を猶予することができる。

◆日本年金機構が「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」を送付

公金受取口座登録法の改正により、2026年8月から年金振込口座の情報が厚生労働省からデジタル庁に提供され、公金受取口座として登録できるようになった。日本年金機構は年金受給者（表3）に対して、年金振込口座を公金受取口座として登録することについて同意するかどうかを確認するため、「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」（以下、意向確認書。図1）を下記スケジュール（表4）で送付する。同意しないにより下記のとおり手続きが異なる。

【公金受取口座への登録を希望する場合（同意の場合）】

手続きは不要。年金振込口座に関する情報（金融機関・支店名・預貯金種別・口座番号・口座名義人氏名）及び氏名や個人番号等デジタル庁令で定める情報がデジタル庁に提供され、後日、デジタル庁から、公金受取口座の登録結果通知が届く。

【公金受取口座への登録を希望しない場合（不同意の場合）】

意向確認書の下部にある「公金受取口座登録不同意申出書」を切り離し、同封の目隠しシールの貼付及び裏面の差出人欄に記入のうえ、意向確認書に記載された返送期限（目安）までに返送する必要がある。

<図1> 「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」

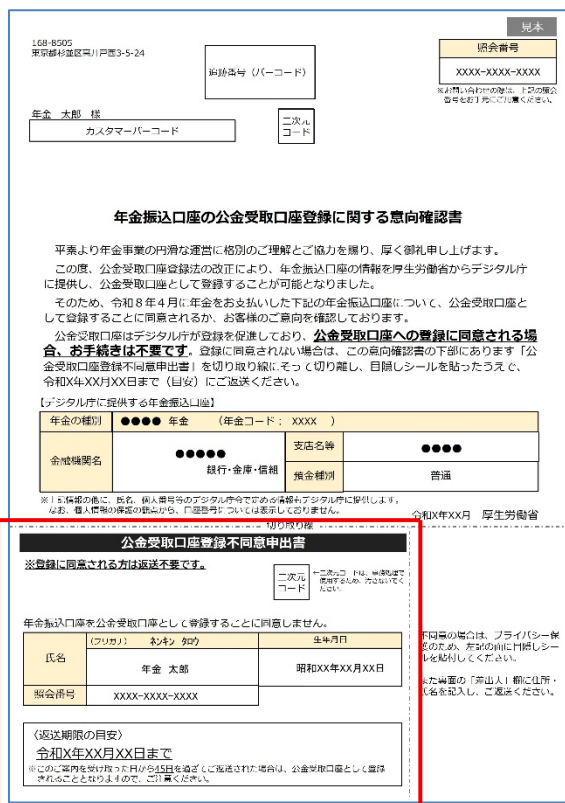


図1は「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」のフォーマットを示しています。上部には送付先住所（〒68-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24）、振込口座情報（振込口座番号、協会番号）、年金受給者情報（年金 太郎、カメタマバーコード、二次元コード）が記載されています。中央には「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」という見出しがあり、平素より年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。との挨拶と、改正された登録法に関する説明が記載されています。下部には「公金受取口座への登録を希望する場合（同意の場合）」と「公金受取口座への登録を希望しない場合（不同意の場合）」の2つの選択肢があり、それぞれの手続きが説明されています。不同意の場合には「公金受取口座登録不同意申出書」を切り離し、同封の目隠しシールの貼付及び裏面の差出人欄に記入のうえ、返送期限（目安）までに返送する必要がある。

<表3> 送付対象者と非対象者

送付の対象となる受給者	送付の対象とならない受給者
2026年4月15日時点で65歳以上（1961年4月16日以前生まれ）の人	・ 公金受取口座をすでに登録している人 ・ 2026年4月に年金が支払われなかった受給者（全額支給停止、振込不能） ・ 国外に居住している人 ・ 共済組合等から支給される年金のみを受給している人 ・ 2025年6月以降の年金請求手続きにおいて、公金受取口座への登録意思表示をした人 など

<表4> 送付時期

生年月日	送付時期
1961年4月から1955年10月まで	2026年8月頃
1955年9月から1950年 3月まで	9月頃
1950年2月から1946年 7月まで	10月頃

◆現物給与の価額改正のお知らせ～「日本年金機構からのお知らせ」8月号～

日本年金機構は8月20日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」8月号において、2026年10月1日から、住宅による現物給与の価額及び算出方法が変わることを広報した。住宅にかかる価額の単価は、居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に変更になる。

住居の現物給与価額の算定にかかる取り扱いについて（図2）

【① 2026年9月30日まで】

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とする。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めない。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めない。

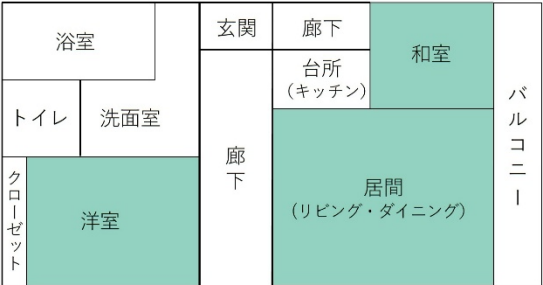
【② 2026年10月1日から】

価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とする。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除く。

<図2> 例

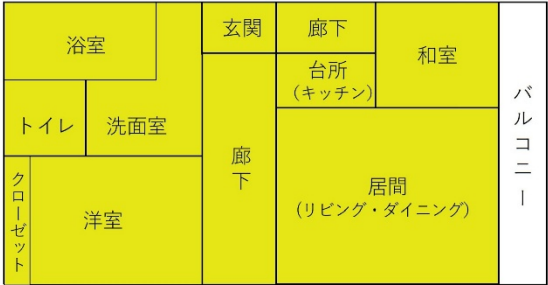
【例】

①改正前



の部分が対象となります。

②改正後



の部分が対象となります。

なお、「日本年金機構からのお知らせ」8月号には、上記以外に「2026年10月1日から短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が始まります」「多言語通訳サービスが利用できます」「国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です」が掲載された。

◆2026年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で85.2%

厚生労働省は8月28日、2026年6月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年6月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の85.2%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は739万月で、納付月数は629万月。

【2024年6月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.1ポイント増の85.8%であった。納付対象月数は734万月で、納付月数は630万月。

【2025年6月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.5%であった。納付対象月数は724万月で、納付月数は605万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.7%、2年経過納付率で新潟県の92.8%、1年経過納付率で新潟県の91.2%となった。